

図書館における貸与問題に関する日本図書館協会の 取り組みと考え方

著者	葉袋 秀樹
著者別名	MINAI Hideki
内容記述	日本図書館情報学会2017年春季研究集会 日時：2017年6月3日（土） 会場：専修大学（東京都）
雑誌名	日本図書館情報学会春季研究集会発表論文集
巻	2017年度
ページ	5-8
発行年	2017-06
URL	http://hdl.handle.net/2241/00146512

図書館における貸与問題に関する日本図書館協会の取り組みと考え方

葉袋 秀樹

元筑波大学

qzw04141@nifty.com

抄録

1997 年以後、作家・出版関係者から公共図書館におけるエンターテインメント系小説について、複本削減、貸出猶予、公貸権による補償の要望が行われ、図書館関係者との間で議論が行われてきた。この問題を「図書館における貸与問題」と呼ぶ。本研究の目的は、日本図書館協会のこの問題に対する取り組みと考え方の特徴を明らかにすることである。関連文献を収集・分析した結果、審議会の終了後、報告記事が減少しており、報告記事の増加が必要であることなど 5 点の特徴が明らかになった。

1. はじめに

1.1 研究の背景

1997 年以後、公共図書館におけるエンターテインメント系小説に関する複本の抑制、公貸権に基づく補償金、貸出猶予を要望する作家・出版関係者の意見があり、図書館関係者との間で議論が行われてきた。この問題を「図書館における貸与問題」と呼ぶ。この問題について、筆者は 2016 年以後研究を進め^{1) 2)}、日本図書館協会(略称:日図協)の取り組みと考え方の一部を明らかにしてきた。

1.2 研究の目的

研究の目的は図書館における貸与問題に対する日図協の取り組みと考え方の特徴を明らかにすることである。2001～2005 年における審議会の議論と日本文藝家協会等からの共同声明の呼びかけに着目する。

1.3 研究の方法

文献研究を行う。関連文献を網羅的に収集し分析する。日図協による取り組みと考え方を、「審議会の議論」と「調査」から「共同声明」までに分けて、十分な調査、分析、報告、議論が行われているかという観点から検討する。

2. 事実経過の概要

2.1 審議会の議論

2001 年以後の議論の経過の要点を示す。

文化審議会著作権分科会情報小委員会「図書館等における著作物等の利用に関するワーキング・グループ」によって 2001 年 4 月～9 月に検討が行われた。2001 年 12 月文化審議会著作権分科会は「審議経過の概要」³⁾を発表した。

「図書館等における著作物等の利用に関する検討」の会が 2002 年 2 月～9 月に検討を行い、「図書館等における著作物等の利用に関する

検討結果」をまとめた。

2003 年 1 月に同分科会は「審議経過報告」⁵⁾を発表した。図書館の貸出に対する補償金制度に関する結論は、いわゆるライブラリー価格制度の導入(3.3 参照)によって対応するという方向性には、法制問題小委員会では基本的に反対はなかったが、当事者双方に「具体的な補償金制度等の在り方について協力して検討したい」という意向があることから、当面その検討を見守ることとなった。

2.2 その後の日図協の取り組み

2003 年 7 月、日図協は日本書籍出版協会(略称:書協)と合同で「公立図書館貸出実態調査」を実施した(以下、「調査」という)。2004 年 3 月、「図書館における貸与問題についての見解」⁸⁾(以下、「見解」という)を発表した。同月、日図協・書協連名で、「公立図書館貸出実態調査 2003 報告書」⁷⁾を発表した。

その後、日本文藝家協会と日本ペンクラブは、日図協に共同声明への参加を呼び掛けたが、実現せず¹²⁾、2005 年 11 月、日本文藝家協会等文芸 5 団体は「図書館の今後についての共同声明」¹⁰⁾(以下、「共同声明」という)を発表した。

3. 審議会の議論

貸与問題に関する部分は次のとおりである。

3.1 「審議経過の概要」(2001 年 12 月)

図書館等が書籍等を貸与する場合にも「図書館等が補償金を支払うこととしてほしいとの要望」があり、理由として、「図書館の増加、図書館における貸出数の増加等により、本の購入が図書館からの貸出により代替される傾向が強まっており、著作権者の利益に対する損害が大きくなっていること」が挙げられている。

図書館側からは「図書館は幅広い読者層の形成に努め、書籍等の展示効果により購買意欲を促進し、専門的で少数しか発行されない資料の購入を支える等の役割も果たしており、図書館資料の貸出が直ちに著作権者に不当な損害を与えているとは言えず、図書館からの貸出が利用者の本の購入を阻害しているということは、まだ立証されていない」という意見等が出された。

3.2 「図書館等における著作物等の利用に関する検討」の会の検討結果(2002年9月)

「図書館側からは、補償金制度導入の可能性について反対はなかったが、権利者団体側において、実現・運用可能な補償金制度の具体的な内容を検討した後、両者間の協議を行うことで、両者の意見が一致した。(法改正の具体的な内容に係る検討は、その後に行う。)」 「可能性」である点に注意する必要がある。

3.3 日図協委員の報告(2003年1月)

酒川玲子(ワーキング・グループ委員、前日図協事務局長)は、2003年1月に『図書館雑誌』で次のように述べている⁶⁾。

- ・ 予算のある、なしにとどまらず、「補償金を払う論理、(中略)払わない論理を明確にしていかなければならない」
- ・ 著作権課の見解(第38条第5項の視聴覚資料等の非営利・無料の貸出に係る補償金の規定に「書籍等」と書き加えることによって法改正できる)を図書館側は「容認したわけではない」
- ・ 図書館予算中で支出することになり、「減少している資料費をさらに圧迫すること」になり、「図書館の振興をも阻害することになる」
- ・ この点は権利者側も理解し、「文芸の興隆という意味から」新たな立法を求める案が権利者側の委員より出され、図書館側の同意が求められたが、「現状では国にそれを期待することは考えられず、同意はしていない」
- ・ 当事者間で忌憚のない話し合いと図書館界での論議を行わなければならない。状況を広く図書館全体に知らせて関心を喚起し、市民も交えた論議の場を設定し、著作者、出版社、書店、図書館、利用者等が納得できる合意の形成に努めたい。

3.4 審議会における議論について

反対理由を示し、『図書館雑誌』の記事で報告しているが、詳細なものとは言えない。著作

権課の見解には賛成せず、国には公貸権に関する新たな立法は期待できないと述べているが、そう考える理由の説明が必要である。

南亮一(国立国会図書館)は、2005年に、海外の公貸権制度の問題点を指摘するとともに、著作権課の見解について、「議事録を見る限りではこの問題についての議論はほとんどなされていない」、「当事者が合意していないはず」であり、「権利者側も図書館側も望んでいないような結論」と評している¹²⁾。

4. 「調査」から「共同声明」まで

4.1 「公立図書館貸出実態調査2003報告書」(2004年3月)

(1) 日図協の態勢

2003年1月の常務理事会で、公貸権等に対する会員の意見集約のためのアンケートを検討し、「時期を見て検討する」ことになった。

9月に、常設の著作権委員会のもとに貸与問題特別検討チームを設置し、2004年度まで活動した。委員は、常世田良(担当常務理事)(浦安市立図書館)、糸賀雅児(慶應義塾大学、常務理事)、前田章夫(大阪府立中之島図書館、常務理事)、南亮一(国立国会図書館)、吉田直樹(東京都立中央図書館)の5氏である。

(2) 調査結果に対する意見

付け加えるべきものとして次の意見がある。

図書館側では、西川馨(図書館計画コンサルタント代表)が英国の図書館提供率の算出式を示しているが、試算は行っていない。

作家・出版社側では、三田誠広(作家)が大規模な図書館における複本の存在等3点を指摘している。なお、日本文藝家協会としては、図書館との共同によって、国に公貸権による補償金を要請する方針に転換した。

研究者では、根本彰(東京大学)が調査結果の分析を行い、文芸書の図書館提供率が高いこと、複本がなくても、初刷り数万部~10万部程度の文芸書にとって貸出冊数は小さいとは言えないことを指摘している。ただし、受賞図書収集の少なさに対しては、理由として、資料費の減少を挙げ、ミステリ等に関する新たな調査の必要性は指摘していない。

(3) 「調査」に関する取り組みについて

日図協は、調査結果の詳細な分析を行っておらず、8氏の意見のまとめも行っていない(作家・出版社側も同様である)。委員個人名の記

事ではなく、ワーキング・グループとしての意見が望ましい。

4.2 「図書館における貸与問題に関する見解」 (2004年3月)

(1) 検討の内容

2003年11月の常務理事会で、当面、「公貸権の可能性については否定しないが、公貸権導入国並みのレベルに図書館が発展するまでは時期尚早であるとの立場で臨む」こと、この問題の「状況、論点、対応策などについて整理した文書」を作成し、会員や図書館での論議を深めるよう取り組むことを確認した。

2004年2月段階では、資料として解説を付す予定であった。3月の評議員会で、糸賀常務理事は、「見解」は「当面の見解」であり、会員のパブリックヒアリングを経て、5月の評議員会で「大きな方向性」を決める予定を考えていると述べたが、5月の評議員会では、共同声明等に関する議論に終わり、新しい意見は出ていない。解説記事は掲載されていない。

(2) 発表後の取り組み

2004年2月の「2004年度事業計画」では、貸出実態調査「結果の分析のほか、複本、貸出猶予などの権利者側の主張にも対応した協会の見解を示す。公貸権に関する見解をまとめ、普及する」とある。

2005年2月の「2005年度事業計画」では、出版流通研究委員会に「公立図書館の貸出・複本問題資料集」(仮題)の編集・刊行と普及」が挙げられている。

(3) 「見解」に関する取り組みについて

「見解」の内容は抽象的、説明不足で、「状況、論点、対応策などについて整理した文書」とは言い難い。当時意図していた解説が必要である。「日本の公共図書館の水準の著しい貧しさ」を指摘し、充実すべき指標として図書館数、資料、専門職を挙げているが、どの国、どの水準を比較対象とするのかを明確にする必要がある。問題は貸出冊数である。3つの指標が貧しくても、貸出冊数が多い場合がある。

貸与問題特別検討チームを設置して2か月後の常務理事会で、公貸権問題に対する立場を決定している。十分な検討時間があつたのか疑問がある。

常務理事会で「導入国並みのレベルに図書館が発展するまでは時期尚早」の方針を定め、「見解」で課題を示しているのであるから、定期的

に取り組むと「見解」の再検討が必要である。

会員の意見集約アンケート、「整理した文書」の作成、「見解」資料の作成、「権利者側の主張にも対応した」見解の提示と普及、資料集の編集・刊行の実施に関する報告が必要である。

4.3 「図書館の今後についての共同声明」

(2005年11月)

(1) 申し入れ

2004年5月の常務理事会で、三田からの「共同の取り組みを日本ペンクラブも含めて行うための協議をしたい、との申し入れ」の報告があり、6月の常務理事会で、糸賀常務理事が懇談したことが報告され、「共同の取り組みや共同声明ができるか」検討を重ねることとなった。

5月の評議員会では、常世田常務理事が「共同声明を出そうという話が、文藝家協会とペンクラブからあつた」「公共貸与権については、協会は賛成できない」「手を組めるところで共同声明を出したい」と発言している。

(2) 「共同声明」の内容

「共同声明」の要点は次のとおりである。「図書館の衰退は、国民の知る権利、学ぶ権利を奪い、またこの国に固有の文芸文化の衰退をもたらします。その点では、図書館関係者と文芸著作者は共通の認識をもっている」「文芸文化を護るという観点から、ヨーロッパなどの先進諸国では、すでに図書館での無料貸出に対して、公貸権(Public Lending Right)が設定され、著作者に対して国家基金による補償金が支払われています。先進国を自負する日本においても、著作者等に対して何らかの補償金制度の実現が検討されるべき時期に来ている」

要望は末尾に記載されている。「国と地方公共団体に対し、次のような要望を共同声明として表明します。①図書館予算の増大。②専門知識をもつ図書館司書の増員。③国家または公的機関による著作者等への補償制度の確立。」

解説はなく、声明の裏付けとなる図書館の現状分析等は示されていない。

(3) 「共同声明」以後の日図協の意見

2005年12月、『図書館雑誌』「NEWS」欄に「図書館の今後についての共同声明」出される¹¹⁾

(以下、「記事」という)が掲載された。声明の概要を紹介し、「図書館への理解、協力を示されていることについては心から感謝する」が、著作者等への補償制度が図書館の貸出しに対する補償金との考え方をされていることには

「賛成できない旨をかねてから表明している」と述べているが、共同声明の申し入れがあったことには触れていない。申し入れに対する対応の経過・内容については、2006年の「会勢報告」、理事会、評議員会でも報告されていない。

南は、2005年の記事で申し入れがあったことに言及している^{9) 13)}。

(4) 「共同声明」への対応について

「共同声明」の申し入れに対し、どのような経緯と理由で不参加を判断したのか、どの点で見解が異なるのか、貸出に対する補償金の考え方に対する不賛成の態度をどこで表明したのか、なぜ不賛成なのかは示していない。貸出に対する補償金ではない文芸振興策としての作家支援策を主張するのであれば、そのような意思表示が必要である。

5. まとめ

日図協の取り組みと考え方の特徴として、下記の点がある。

第一に、審議会で議論が行われていた時期までは、『図書館雑誌』に報告記事や資料が掲載され、会員に報告が行われている。それ以後は報告記事が減少しているため、報告記事の掲載の増加が必要と思われる。

第二に、審議会では公貸権に対する反対理由が明らかにされている。①読者層の形成、購買意欲の促進、専門的資料の購入を行っている、②図書館資料費が減少する、③新たな立法の見込みはない、の3点である。公貸権の必要性に関する項目は①のみで、②③はその方法に対する反対意見である。詳しい説明とデータの公開が必要と思われる。

第三に、「調査」については、調査結果と8氏の意見の分析が必要と思われる。根本の初刷り数万部～10万部程度の文芸書等に関する意見をどう評価するかが重要である。

第四に、「見解」については、「整理した文書」の作成、付属資料の作成、「権利者側の主張にも対応した」見解の提示と普及、資料集の編集・刊行、会員の意見集約アンケート等、議論を深めるためのアイデアは示されているので、確実に実行することが必要と思われる。

第五に、酒川と「見解」が述べている「広く国民がこの論議に参加できる機会」を設けることが必要と思われる。

作家・出版社側の特徴として次の5点が考え

られる。今後検討したい。①要望の内容が途中で変化している。②最終的に、所管課の案と異なる方法を選択している。③調査結果のまとめを行っていないため、調査の成果を活かしていない。④「共同声明」には解説がなく、図書館の現状や問題点の分析が見られない。基本的性格（貸出に対する補償か文化政策か）が不明確である。⑤個人の意見や団体の声明にとどまり、補償のための制度の具体案が示されていない。

注・引用文献 (3以後は発表年月順配列)

- 1) 葉袋秀樹「出版関係者からの複本削減等の要望に関する図書館関係者の議論の方法」『日本図書館情報学会春季研究集会発表論文集』2016年度, 2016, p. 13-16.
- 2) 葉袋秀樹「公共図書館の貸出が図書の販売に与える影響に関する議論の特徴」『三田図書館・情報学会研究大会発表論文集』2016年度, 2016, p. 21-24.
- 3) 文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会審議経過の概要」2001. 12.
- 4) 酒川玲子「図書館等における著作物等の利用に関するWGの活動について」『図書館雑誌』95(12), 2001. 12, p. 958-960.
- 5) 文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会審議経過報告」2003. 1.
- 6) 酒川玲子「著作権の権利制限の見直しをめぐる状況—「図書館等における著作物等の利用に関する検討結果」の報告」『図書館雑誌』97(1), 2003. 1, p. 48-51.
- 7) 日本図書館協会、日本書籍出版協会『公立図書館貸出実態調査2003報告書』2004. 3, 64p.
- 8) 日本図書館協会「図書館における貸与問題についての見解」『図書館雑誌』98(4), 2004. 4, p. 196.
- 9) 南亮一「図書館をめぐる著作権に関する最近の動向」『図書館雑誌』99(7), 2005. 7, p. 430-433.
- 10) 日本児童文学者協会、日本児童文芸家協会、日本推理作家協会、日本文藝家協会、日本ペンクラブ「図書館の今後についての共同声明」2005. 11.
- 11) 「「図書館の今後についての共同声明」出される—日本文藝家協会など5団体」『図書館雑誌』99(12), 2005. 12, p. 826.
- 12) 南亮一「公貸権制度」『図書館と著作権』名和小太郎、山本順一編、日本図書館協会（インターネット時代の図書館情報学叢書, 1), 2005. 10, p. 124-138.
- 13) 南亮一「公共貸与権をめぐる国際動向」『カレントアウェアネス』286, 2005. 12, p. 18-21.